

施設サービス料金表（平成27年4月1日～）

①介護保険制度の入居者負担について

入居者負担＝介護保険サービスの1割＋居住費＋食費＋実費負担

②入居料金

原則として下記の通りです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。

ア. 施設利用料（介護保険サービスの1割）

要介護度	1日あたりの自己負担額	1ヶ月（30日）あたりの自己負担額
要介護度 1	625円	18,750円
要介護度 2	691円	20,730円
要介護度 3	762円	22,860円
要介護度 4	828円	24,840円
要介護度 5	894円	26,820円

イ. その他加算される料金

加算の種類	内容	加算額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	職員総数のうち介護福祉士が50%配置している場合	1日あたり 12円
栄養マネジメント加算	管理栄養士が栄養計画を作成し、栄養管理を行っている場合	1日あたり 14円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員が1名以上配置している場合	1日あたり 4円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員が、最低基準より1名以上配置している場合	1日あたり 8円
個別機能訓練加算	個別機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画を作成し、これに基づき計画的に機能訓練を行っている場合	1日あたり 12円
精神科医師定期療養指導加算	精神科医師による定期的（月2回以上）な療養指導を行っている場合	1日あたり 5円
口腔衛生管理体制加算	歯科医や歯科衛生士による定期的（月1回）な指導を行っている場合	<u>1月あたり</u> 30円
初期加算	新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算	1日あたり 30円
入院・外泊時加算	入院・外泊当日と帰園日を除く6日間加算	1日あたり 246円
療養食加算（※1）	主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合	1日あたり 18円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出をし、サービスを行っている場合	施設利用料+各種加算の合計金額の3.3%分

※1 療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。

ウ. 居住費・食費

利用者負担段階	居住費		食費	
	1日あたり	1ヶ月あたり	1日あたり	1ヶ月あたり
第1段階	820円	24,600円	300円	9,000円
第2段階	820円	24,600円	390円	11,700円
第3段階	1,310円	39,300円	650円	19,500円
第4段階	1,970円	59,100円	1,380円	41,400円

③高額介護サービス費

介護サービス費自己負担分の合計額が下記の限度額を超えた場合、市から超過した金額が支給されます。ただし、居住費と食費の負担分は対象となりません。

段階区分	上限額
第1段階	15,000円/月
第2段階	15,000円/月
第3段階	24,600円/月
第4段階	37,200円/月

④電気料金

持ち込んだ以下の電化製品に関しては、入居日の翌月から負担していただきます。

電化製品	電気料金
テレビ	200円/月
あんか	200円/月
冷蔵庫	400円/月
電気毛布	300円/月

これ以外の電気料金につきましては、相談の上、決めさせていただきます。

⑤入院・外泊時の居住費

入院中・外泊時の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用を負担していただきます。

⑥その他

- ア 医療費、衣類日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担となります。
- イ 介護用日用品にかかる費用は介護費用に含まれています。
- ウ 経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。

⑦利用者負担段階

利用者負担額第1段階～第3段階の方は軽減制度の対象となります。

段階区分	対象者
第1段階	市町村民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
第3段階	市町村民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円を超える方など)
第4段階	上記以外の方 (市町村民税世帯課税あるいは市町村民税本人課税の方)